

平成19年度第2回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。
- 2 開催日 平成20年1月17日(木)午後2時から
- 3 開催場所 鹿沼市役所常任委員会室
- 4 出席委員 委員長 田島隆雄
委員 高橋信正
委員 染宮守
委員 和田尚久
- 5 審議対象期間 平成19年6月1日から平成19年11月30日
- 6 対象案件 総数 224件
抽出案件 6件 (内訳) 指名競争入札3件、事後審査型条件付き一般競争入(郵便入札)3件

議事等の概要

1 報告事項等

(1) 平成17・18年度土木工事及び建築工事のA・Bランク業者別落札状況について

事務局 平成17・18年度土木工事及び建築工事のA・Bランク業者別落札状況について説明した。

委員 一貫して落札率の高い業者もあるが、それ以外の複数受注している業者について、高止まりしているような事例はないと思う。また、

- ・少なくとも、これを見る限り組織的な談合があるとは読み取れない。
- ・建築工事については、これだけの件数では読み取るのは難しい。
- ・全体的にみて90%後半もあるが、全部がそうでもないと思われるが、類似した工事をたくさん並べて、一覧表にしてみると違った形が見えてくるかも知れない。

(2) 発注状況について

事務局 平成19年6月1日から19年11月30日までの発注状況について説明した。

(3) 抽出結果報告

染宮委員から抽出事案を選定した理由について報告があった。

2 審議事項

談合情報対応状況も含めて説明した。

(1) 「平成19年度飲料水兼用耐震性貯水槽整備工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市上殿町
- ・消防本部消防課発注

(2) 「千渡雨水第五幹線建設工事その28」について

- ・工事箇所 鹿沼市茂呂
- ・環境対策部下水道課発注

(3) 「平成19年度星の宮公園施設整備工事(その2)」について

- ・工事箇所 鹿沼市貝島町
- ・都市建設部土木課発注

(4) 「平成19年度道整備交付金事業市道0103号線道路改良工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市久野
- ・都市建設部土木課発注

(5) 「平成19年度都市計画道路3・4・212新鹿沼西通り道路築造工事」

について

- ・ 工事箇所 鹿沼市花岡町
- ・ 都市建設部新鹿沼駅西土地区画整理事務所発注

(6) 「市道 0 0 2 5 号線道路改良工事その 4」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市藤江町外
- ・ 都市建設部土木課発注

事務局 郵便による、条件付き一般競争入札について説明した。

3 抽出案件についての主な質疑

委員 談合情報の中にある、95.28%とは 90%以内ととるのか。また、談合情報は実際のものとはどれくらい合うと、談合があったとされる基準はあるか。

事務局 90%以内とは、90%以下ととらえている。

談合情報の基準はないが、情報と落札結果がかなり近ければ、談合情報の信憑性が高いのではないかととるが、情報の内容と入札結果等について、公正入札調査委員会で審議をしている。

委員 今までに、談合が行われたとみなされたことはあったか。

事務局 事情聴取しても談合したと答える者はいない。市は事情聴取以外の調査権はないので、情報の内容や入札の結果等により、信憑性があるかないかの判断である。これまでに談合が行われたとみなした案件はない。

委員 談合の情報元は同じところか。別か。

事務局 契約検査課には、会社名の入ったファックスが届いたが、新聞社からはファックスを渡すと、情報提供者が判明する恐れがあるとしてファックスをもらえなかった。片方は金額、もう片方は率での情報である。

委員 これをみると、違う情報源であると思う。談合情報で重要なのは、どの業者が落札するかということだと思う。この 2 つの情報が一致していることから、談合の行われた可能性が非常に高いと言えるのが一般的だと思う。

たまたま数値が違うことを理由に談合でないとする、こういう情報に基づいて談合と認定されるのは極めてまれなケースになる。

事務局 今回の情報をよく見ると、1 つの方は 90% 以下ということで、90% から 0% になる。もうひとつの情報は、95% 前後となっており、全ての金額が該当してしまう。そのような解釈もできる。

また、落札業者が情報と合ったからすぐに談合ではないかという解釈について全て否定するわけではないが、業者もプロであるから、業者名を公表していなくても、現場によっては予想のできる範囲でもあるとの解釈も

ひとつ成り立つ。

また、今回の90%から95%前後といえに入札金額を全部含んでしまう。という解釈も成り立つ。

片方は結果が80数%であって、90%以下かもしれないが、もう一方の95%前後との比較では大きく離れているという解釈をとったということである。

入札妨害ということも含め、談合防止を検討していくことからこのように解釈したものである。

委員 5,160万円前後との情報についてはどうか。

事務局 近い数字であることは事実である。

委員 複数の情報があった中で業者は一致しているが、ある1つの情報については違っていたという場合には全体として情報の信憑性が否定されるということがあるのか。

事務局 談合情報のファックス送信者からの話は、当社のファックスから送られているが、私が送ったのではない。私の知っている新聞記者が11時45分ごろ私の会社に来て、急ぎなのでファックスを貸してくれというので貸した。私もその情報が正しいかわからないが、記者が今日、受け付け終了前に落札業者が決まったという情報を、談合に加わっている業者から聞いたのでファックスを送る。

記者は市のファックス番号を知らないので、私が市の代表番号に電話して契約検査課のファックス番号を聞いて教えた。

記者がパソコンで打たれている原稿をわざわざ持って、建設業者へファックスを借りに行くということが果たして有り得るのか。また、その送り方についても疑問がある。

それらも含めて総合的に判断した。

委員 談合情報を否定されたが、情報では金額や率はともかくとして、落札した業者名をあげていた。全く話し合いもなくその情報があったとの考えなのか。何の話し合いもなく落札業者名を情報としてあげることはないのではないか。

事務局 業者によっては、工事の場所や内容などによって、ある程度の想定ができるとも考えられる。

委員 話し合いができたから想定できるのではないか。

事務局 業者名を想定できるということについて疑問を感じることは否定していない。業者がある程度想定ができる範囲とできない部分があるのは事実である。

先ほど、事情聴取をしても「談合しました」という業者はいないでしょうと言われたが、最近では「談合しました」と言う業者もいると聞いている。

市としては適正な入札を執行していくときに、全ての情報によって指名替えも必要かもしれないが、情報内容がきちんとしてなく情報にそぐわないものについては、その入札を認めることもひとつの談合情報防止の方法であるという認識のもとで、入札を執行していることのご理解をいただきたい。

委員 談合があったかどうか確認するのは難しいと思うが、疑わしいというのはあると思うが。

事務局 談合情報が流れることについて、疑いが強いということは否定しない。

全ての業者が談合しているのではないかということについて、事情聴取をしていく中で、全くかかわってなく迷惑であるという業者もいる状況も見られ、談合したか、していないか非常に難しい判断を迫られるのも事実である。

一部のところでそういう会話が合ったということの疑いは否定しないが、談合をしたか、していないかの確認はとれない状況にある。

委員 疑わしいものは、入札をやり直すことはできないのか。

事務局 基本的に指名替えにより入札のやり直しは行っているが、全てについて指名替えを行ったときには、更に入札妨害が出てくるということも考えられる。

入札を適正に執行するものと、非常に疑わしいものは指名替えをすることの、両方を兼ね備えて対応していかないと入札の談合情報はなくなると判断している。

委員 入札のやり直しはあるか。それはどうしてか。

事務局 平成19年度南摩地区農村公園整備事業進入路整備工事で談合情報があり、事情聴取によると入札前に集まりがあったとのことで、信憑性が高かったため、全社指名替えをして入札をやり直した。

委員 誓約書の内容で、入札執行後に談合の事実があったと認められた場合には入札を無効とするとあるが、どのような意味か説明されたい。

事務局 談合の事実があったと認められた場合、契約前であれば入札を無効にする。また、契約後であれば契約解除とするものである。

なお、市は事情聴取は行うがそれ以上の調査権がないので、公正取引委員会、警察署、栃木県に談合情報を送付してそちらに仰ぐことになっている。事実があったということの判断は、公正取引委員会や警察の方の判断である。

委員 入札が年間2百数件ある中で、談合情報は何件あったか。

事務局 情報としての件数は昨年が1件、今年が5件である。

委員 事後審査型条件付き一般競争入札対象は何件あったか。

事務局 平成17年度に3件、平成18年度に2件、平成19年度に3件の計8件である。

委員 事後審査型条件付き一般競争入札はいつ頃から導入しているか。

事務局 平成17年8月からである。

委員 談合情報があったからか。

事務局 Bランクの工事やAランクの工事等、談合情報があったからではなく、試行的に行ったものである。

委員 資料中、8月22日の対応状況の「不自然と思われる応札時間」とは具体的にはどのようなことか。

事務局 情報では21日の11時まで談合をしていたとあり、11時以降に電子入札システムに入札をし、談合情報に合致するのではないかというのが16社中7社であった。

委員 条件付き一般競争入札を平成17年度から試行しているが、あまり件数が多くないのは何か理由あったのか。

事務局 原課において工事を発注したいという話が出てから入札制度合理化対策検討委員会を経て公告し、発注まで2ヶ月以上かかってしまう。工期を含めると、この入札方法はなかなか難しい。

なお、少しでも期間短縮を図るため、電子入札システムによる事後審査型条件付き一般競争入札ができないか検討している。

委員 事後審査型条件付き一般競争入札は、ランク、地域を限定して行っているが、指名競争入札から事後審査型条件付き一般競争入札に移行するのか。

事務局 指名競争入札は、市の委員会においてこの工事については、この業者が適切であろうということで指名して入札に入るが、条件付き一般競争入札については、ランクや地域条件を付けて行うもので、条件を満たす業者で希望する者が申し込むものである。

市のほうで適性であろうとして指名したのと、自分がやりたいのが果たして一致するかどうか、どちらにも一長一短あると思う。

今後においては、電子入札システムによる事後審査型条件付き一般競争入札が必要になってくると思う。

4 談合情報対応状況について

事務局 抽出案件との関連で説明済みのものを除く1件の談合情報対応状況につ

いて説明した。

委員 予定価格2,304万円とあるが、予定価格は全て公表しているのか。

事務局 130万円以上の指名競争入札の工事については公表している。

委員 全指名業者を入れ替えて入札を行うときに、先の入札に応じていた業者も応札できるか。

事務局 全社入れ替えのためできない。

委員 談合の判断基準は特にないとの話であったが、談合の可能性があると認めて、再入札をする観点から、市が談合であると認める権限はないが、入札そのものを不適切であると判断する基準はあるのか。

事務局 談合情報の内容や事情聴取の結果などにより、当該入札の対応を判断する基準はある。

5 指名停止の運用状況について

事務局 平成19年6月1日から平成19年11月30日までの指名停止の状況について、市内業者の安全管理措置が不適切で事故につながったものや、入札手続きにおいて不正又は不誠実な行為をしたとして、指名停止措置をしたものを主体に説明した。

6 その他

事務局 6月から11月までの間に、入札及び契約手続に係る再苦情で市長から審議を求められたものはない旨説明した。

委員 添付資料の業者別落札状況を散布図に落として資料としていただきたい。

事務局 作成して全委員に送る。

委員 総合評価落札方式入札を行っているか。

事務局 県から各市町で1件は行うよう指導があり、試行的に1件実施した。

県の委員の意見を聞きながら内容を決めたり落札者を決めるなどして行ったところであるが、価格以外の点数により逆転したときの説明をよく整理しておく必要がある。

委員 2年間の総仕上げということで意見を提出するか。

事務局 ご意見をいただければ、十分検討しながら改正できるものは改正していきたい。

7 閉会 4時15分